

## 社会福祉法人横芝光町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人横芝光町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事、監事、評議員
- (2) その他会長が委嘱した者

(報酬)

第3条 会長の報酬については、理事会の承認を得て予算の範囲内において支給することができる。

2 役員等が会長の招集する会議に出席し、又は会長の命により職務を行ったときの報酬の額は日額2,000円とする。

(旅行に伴う報酬及び費用弁償)

第4条 役員等が会長の命により会務のため旅行するときは、前条第2項に規定する報酬並びに費用弁償として鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料を支給する。

(費用弁償の方法)

第5条 前条に規定する費用弁償の支給方法については、当法人の職員旅費に関する規程の例による。

附 則

この規程は、平成18年3月27日から施行する。